

## 第12章 税制

### 1. 法人税の概要

#### (1) 課税年度

民間企業は、4月1日から3月31日が課税所得の計算期間であり、3月末で終了する会計年度で申告を行う必要がある。特別の事情により上記の課税年度での申告が困難な場合には、計画財務省の承認のもと、税務当局の指示に従い変更することはできる。

国営企業の課税年度は、国の会計年度（これまでは4月1日から3月31日が会計年度であったが、2018年10月以降は10月1日から9月30日が会計年度となる）と同一である。

#### (2) 納税主体

納税主体は、居住法人、非居住法人に区分される。

居住法人	ミャンマー国内で設立登記された法人
非居住法人	ミャンマー国外で設立登記された法人

ここでの居住／非居住の区分はミャンマー国内で設立登記されたか、ミャンマー国外で設立登記されたかという区分であり、外国法人のミャンマー支店は、本店がミャンマー国外で設立登記された法人であるため非居住法人に該当する点に留意が必要である。

#### (3) 課税範囲

上記の納税者区分のうち、居住法人は全世界所得に対して課税が行われ、非居住法人は国内源泉所得に対して課税が行われる。

#### (4) 課税所得の算出方法

課税所得は、総所得から税務上の損金を控除した額となる。法人の総所得には、総売上、事業収入、利子、賃貸料、ロイヤルティ、サービス・フィー、コミッション等が含まれる。税務上の損金は、原則として、課税年度における事業遂行上必要な全ての費用である。事業所得を稼得するために直接に関連して支出された費用、並びに初年度償却を含む減価償却費を損金として所得から控除することができる。貸倒損失は、債権回収が不可能であることが証明された時点（実務的には、裁判所での判決を待つ必要がある）で損金に算入され、貸倒引当金への繰り入れは税務上で加算する必要がある。資本的支出並びに事業に関連しない個人的支出、事業の拡大に比例しない費用等は損金として控除することができないと規定されている。

固定資産の減価償却は、歳入局が認めた償却率で計上することができ、それを超える減価償却費は、損金として認められない。歳入局が認めた償却率（償却年数）は、例えば建物については1.25%（80年）から10%（10年）、機械装置については2.5%（40年）から10%（10年）、船舶については5%（20年）から10%（10年）、車両については12.5%（8年）から20%（5年）、その他の資産については5%（20年）から20%（5年）のように定められている。

会計上で採用する償却率が、上記の税務上の償却率と異なる場合には、自己申告制度のもとでは税務申告書上で差額を調整することになる。また、税務当局より認められた慈善団体や財団への寄付金も税務上の損金となるが、総所得の25%が限度とされている。

### (5) 税率

居住法人、非居住法人（外国法人のミャンマー支店）のいずれに対しても25%の法人所得税率が適用される。固定資産・株式の売却等によって生じるキャピタルゲイン所得は、通常の課税所得からは除外し、別途キャピタルゲイン所得のみに限定した課税計算がなされる。キャピタルゲインについては、資産の売却日より1ヵ月以内に計算された納税額を申告・納付することになるが、この場合の申告・納税者はキャピタルゲインを得た者となる。キャピタルゲインに関する納税額は、売却価額から税務上の減価償却累計額を差し引いた簿価を控除した額に所定の税率（一般事業法人は10%）を乗じて計算される。

図表 12-1 法人所得税率

法人の種類	事業所得	キャピタルゲイン	
		一般事業法人	石油・ガス事業法人
居住法人	25%	10%(注)	40%~50%の累進課税(注)
非居住法人			

(注) 課税年度における取引額が10,000,000チャットを超える場合にのみ課税が行われる。

### (6) 配当金

配当所得は非課税であり、配当支払い時の源泉税の徴収もない。

### (7) 欠損金の繰越

キャピタルロスを除く税務上の損失額は、同事業年度の課税所得と相殺ができるほか、相殺され得ない損失額は翌年以降の3事業年度に繰り越し、将来の課税所得と相殺することができる。ただし、収益活動を伴わない企業（例；駐在員事務所のような外国法人の支店）については、実務上、欠損金の繰越しが認められていない。なお、欠損金繰戻しの制度はない。

### (8) 申告・納税手続き

ミャンマーではこれまで賦課課税方式が採用されており、確定申告書を税務署に提出した後、税額確定までに税務署との摺りあわせや税務担当官による査定が必要であった。現在、近代的な徴税制度を整備すべく、税務署や納税制度の改革が行われており、諸外国と同様の自己申告納税制度が大企業向けの税務署から順次採用されている。

納税については、期中段階では四半期ごとに年度の課税所得見込み額に基づき計算した税額を分割納付し、年度末の確定申告の際に期中納付額と通年の最終税額との差額を納付することになる。なお、期中納付額が通年の最終税額を下回り、差額部分を納付する際には、差額税額に対して10%のペナルティが課されることもある。

年度末の確定申告は、翌事業年度の6月30日までに所轄の税務署に行う。法人が解散あるいは清算手続きに入った場合、清算の日から1ヵ月以内に清算申告を行う必要がある。キャピタルゲインに関する税務申告については、所得の発生の都度、資産売却日より1ヵ月以内に申告を行う。

## 2. 法人税に係る源泉税

### (1) 源泉徴収税の概要

ミャンマー国内での物品の販売やサービスの提供等に際して、代金の支払者は受領者の法人税を前もって徴収し、納付する必要がある。ミャンマーの源泉徴収税は、ミャンマー居住者が対価を受け取る場合と、ミャンマー非居住者（外国法人のミャンマー支店も含まれる）が対価を受け取る場合とで税率が異なる。

これまでは、物品販売やサービス提供に際して、対価の支払いの都度源泉徴収する必要があり、実務上は源泉徴収や納付手続きが非常に煩雑となっていたが、2018年7月1日以降は、居住者向けの支払いについては源泉税が課せられないようになったため、実務上の負担が軽減されている。

### (2) 源泉税の対象取引と税率

2017年4月1日より新たな税率が適用され、直近の対象取引や税率は下表の通りである。なお、ミャンマーは、英国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インド、バングラデシュ、インドネシア、韓国、ラオスと租税条約を締結しており、そのうち、英国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インド、ラオス、韓国との租税条約が発効されている。下表では、例として、租税条約非締結国及びシンガポールとの租税条約に基づき適用される源泉税率を記載している。なお、日本とは租税条約を締結していない。

図表 12-2 源泉税の種類

種類	ミャンマー居住者が受け取る場合	ミャンマーの非居住者(注1)が受け取る場合	
		租税条約非締結国	シンガポール
支払利息	-	15%(注2)	8%または10%
配当金の支払い	-	-	-
ロイヤルティの支払い	10%	15%	10%または15%
物品購入代金の支払い	2% (注4)	- (注3)	-
サービス代金の支払い	2% (注4)	2.5%	-

(注1) 外国法人がミャンマーに設立した支店は、非居住者扱いになる。

(注2) 外国法人がミャンマーに設立した支店に対する利息の支払には、源泉税が課せられない。

(注3) ミャンマーへの物品輸入（通関）時には、輸出者に対する支払いに源泉税は課せられないが、輸入者は自身の前払法人税（輸入価額に対して2%）を支払う必要がある。

(注4) 2018年7月1日以降は、行政機関及びそれらが有する企業が支払う場合を除いて、源泉税が課せられない。

### (3) 非居住法人

ミャンマー国内でサービスを提供する非居住法人（外国法人の支店）で、ミャンマー国内に恒久的施設（Permanent Establishment “PE”）を有する場合には、そのサービスに対する対価の受領は2.5%の源泉課税の対象となり、当該源泉税は前払いとして扱われ、確定申告に際して納付すべき法人税額から控除される。

国内に PE を有しない非居住法人がミャンマー国内でサービスを提供する場合にも、同様に2.5%の源泉税が徴収されるが、当該税額は最終税額となる。ミャンマーと租税条約を締結している国に所在する非居住法人については、国内に PE を有しない場合、源泉税は免除されるのが基本であるが、事前に当局への確認が必要である。

### (4) 金額基準

下表の通り、物品購入やサービス取引については、相手先への年間支払合計金額が一定の金額基準を超える場合にのみ、源泉税が課せられる。

図表 12-3 居住者、非居住者の源泉税

支払先	支払通貨	支払者に適用される 申告納税税度	金額基準
居住者	チャット	自己申告方式	1,500,000 チャット
		賦課課税方式	500,000 チャット
	外貨		金額基準なし
非居住者			金額基準なし

### (5) MIC 認可法人／SEZ 認可法人の取扱い

MIC 認可法人や SEZ 認可法人には、収益活動開始後数年間、法人税の免税特典が付与されているため、その期間においては法人税の前払いである源泉税の取扱いも異なる。この場合、代金の支払元に支払いに係る源泉税の控除が不要である旨の通知を行い、代金の全額を自社に対して支払うように要求する必要がある。

## 3. 個人所得税の概要

### (1) 居住者・非居住者と課税所得の範囲

#### ①課税対象者

ミャンマー国内で就労する個人は、居住者と非居住者の別に拘わらず、ミャンマーでの所得税の納税の義務を負う。国内に継続して 90 日以上滞在する外国人は、外国人登録証（FRC）を申請することが義務づけられており、FRC の保有者はミャンマーを出国する際には税務クリアランスを行うことが求められる。ただし、このことは国内に 90 日未満滞在する場合には、個人所得税の

課税が発生しないことを意味するものではなく、滞在期間が 90 日未満であっても、その間に国内での雇用による所得あるいはその他の国内源泉所得がある場合には課税対象となる点に留意が必要である。

### ②居住者と非居住者の定義

個人の場合、毎年、課税年度内（4 月 1 日から 3 月 31 日）においてミャンマー国内に 183 日超滞在する者が居住者と定義され、183 日以内の者が非居住者と定義される。

### ③課税対象所得

居住者は全世界所得に対して課税される。一方、非居住者はミャンマー国内源泉の所得に課税される。国内源泉所得とは、ミャンマー国内の職位・職責による所得、ミャンマー国内事業所または事業からの所得、ミャンマー国内に所在する資産からの所得を指し、所得の受領地や居住者・非居住者の違いは問われない。

	非居住者	居住者
滞在期間(通算)	183 日以内	183 日超
課税対象範囲	国内源泉所得	全世界所得

## (2) 課税所得

課税所得には、給与、賞与、手当その他の福利厚生が含まれる。福利厚生には、個人に専用の住居として与えられる住居費用の補助も含まれる（ただし、会社が直接賃貸借契約を締結し、賃借料の支払自体も会社が直接行っている場合は、課税所得に含める必要はない）。会社が通勤のために支給する乗用車及び燃料費手当等は、金額が合理的な範囲であれば、課税所得に含める必要はないとされている。また、法人がその従業員に課税された所得税を負担する場合、当該所得税額は従業員の課税所得に含まれる。キャピタルゲインに対する課税は、法人の場合と同様に、居住者・非居住者ともに 10%の税率で分離課税され、配当所得は非課税となっている。

## (3) ミャンマー国民の課税所得

ミャンマー国民が外貨により所得を得る場合には、当該所得は、中央銀行により示される為替レートにより換算する。一方、2012 年 1 月 1 日より、国外に居住するミャンマー国民が国外で稼得する給与所得は課税対象外とされた。ただし、給与所得以外の所得を外貨で受領する場合には、10%の所得税を外貨で支払うことが求められる。

## (4) 所得控除

居住者の課税所得の計算においては、以下の所得控除が認められる。

図表 12-4 各種控除

所得控除対象	内容
基礎控除	課税所得総額の 20% (上限 10 百万チャット)。
配偶者控除	所得のない配偶者につき 1,000,000 チャットの控除。

保険料控除	納税者、配偶者のための保険料支払い額の控除。
扶養控除(親)	同居中かつ扶養者となっている親 1 人当たり 1,000,000 チャットの控除。
扶養控除(子女)	未婚で扶養者となっている子女 1 人当たり 500,000 チャットの控除。18 歳を超える子女の場合には、全日制の学校等の就学者であることが条件となる。

なお、課税年度の給与所得が 4,800,000 チャットまでの場合には所得税の納税が免除される。上記の所得控除は、当該金額を超える給与所得あるいはその他の所得に対して適用される。

### (5) 税率

個人所得税の税率（キャピタルゲイン税率を含む）は下表の通りである。

図表 12-5 個人所得税の税率

納税者区分		給与所得その他の所得		キャピタルゲイン
		給与所得	その他の外資収入	
ミャンマー国民	居住者	0%~25%の累進税率		10%
	非居住者	非課税	10%	
外国人	居住者	0%~25%の累進税率		10%
	非居住者			

図表 12-6 適用される累進税率

課税所得	税率
1 から 2,000,000 チャット	0%
2,000,001 チャットから 5,000,000 チャット	5%
5,000,001 チャットから 10,000,000 チャット	10%
10,000,001 チャットから 20,000,000 チャット	15%
20,000,001 チャットから 30,000,000 チャット	20%
30,000,001 チャット以上	25%

### (6) 外貨所得の換算

外貨により稼得された所得を現地通貨に換算する為替レートは、中央銀行により発表されるレートを利用した期中平均レートを使用する。

### (7) 会社負担の所得税のグロスアップ

法人がその従業員に課税された所得税を負担する場合、当該所得税額は従業員の課税所得に含まれるべくグロスアップして計算する。

### (8) 申告・納税手続き

個人給与に係る源泉徴収税は、源泉徴収後 7 日以内に納税することとされている。給与は通常毎月支払われるため、事業者は、給与支給時に源泉した所得税を毎月納税することになる。納税



額は、年間の所得予測額を基礎として計算した税額を納付する。年度末の確定申告を行う際、期中納付額は最終の納税額から控除される。法人の場合と同様に、個人所得税の年度末の申告書は、課税年度の翌年の6月末日までに所轄税務署に提出しなければならない。

## 4. 商業税

### (1) 納税義務者と課税範囲

#### ① 商業税の仕組み

ミャンマーの商業税は、諸外国で採用されている付加価値税（VAT）に類似する税金である。ミャンマーで供給される幅広い物品、サービス並びに輸入品を課税対象としている。商業税は、生産の各段階で課税する一方、各々の供給業者が支払った税金について控除を認めることにより、結果的に最終消費者が税負担を行うように設計されている。商業税は、基本的に物品の販売・サービス提供時点で課税されるが、物品の輸入に関しては輸入通関時に輸入関税と同時に徴収されることになる。商業税は諸外国の付加価値税と同様、売上税額から仕入税額を控除する仕組みとなっているが、他国の税制と異なり、売上税額から控除できる仕入税額の範囲が限られている。また、他国の制度と同様に還付の規定も設けられているが、その詳細な手続きは不明確である。

#### ② 課税対象取引と税率

ミャンマー国内で行われた物品の輸入、国内販売並びにサービスの提供が課税対象になっており、一部非課税品目が定められている。課税品目、非課税品目並びに税率についてまとめると下表の通りとなる。基本となる税率は5%である。なお、下表では2018年4月1日以降適用となる項目及び税率を記載している。また、課税年度内で一定金額の売上高までを非課税とする枠が設けられているが、当該非課税売上高の上限は2017年4月1日以降においては50百万チャットとなる（2018年4月1日以降も同様）。

	物品の輸入・国内販売	サービスの提供	物品の輸出
原則的取り扱い	5%税率課税	5%税率課税	非課税
非課税品目	88品目 (表1)	29品目 (表2)	—
特別税率	2項目 (表3)	1項目 (表3)	—

表1 非課税品目（物品販売）

No.	品目
1	粿、米、糠、粿殻
2	小麦、小麦粉
3	とうもろこし、その他の穀物、及びそれらの粉
4	豆類、豆粉
5	ピーナッツ
6	ゴマの実、ゴマ

No.	品目
7	からしの種、ひまわりの種、タマリンドの種、綿花の種
8	パーム油
9	種々の綿
10	麻、麻糸
11	ニンニク、オニオン
12	じゃがいも
13	キャッサバの苗、粉
14	その他の香辛料(葉、実、種、樹皮)及びそれらの加工品
15	果物
16	野菜
17	砂糖、サトウキビ
18	桑の葉
19	薬草・植物
20	わら・葦・シュロ等の屋根ふきの材料、カルダモンの実、ヤム芋、タナカ等ミャンマー特有の農産品
21	木材、竹材
22	動物、魚、エビ
23	カイコの繭
24	藤
25	ハチミツ、蜜蝋
26	封印用のりの原料
27	ピーナッツ、ゴマ、綿の実、米ぬか等の搾りかす
28	漂白剤(漂白剤の中に含まれる塩酸塩)
29	コイヤ糸(ココヤシ皮から撚った糸)
30	お茶の葉
31	切手、印紙
32	封印用ののり、ワックス
33	石版、石版用のペン、チョーク
34	魚を使ったペースト“ngan-pya-ye”
35	ピーナッツ油、ゴマ油
36	鮮魚、エビ、生肉
37	干魚、干エビ
41	豆乳
42	チリ、チリパウダー
43	サフラン、サフランパウダー
44	生姜
45	魚のすり身
46	タマリンド
47	国旗
48	数珠玉(高価な宝石で作られたものを除く)
49	物差し、消しゴム、鉛筆削り
50	焚きつけ(薪の代用)
51	ココナッツオイル(ヤシ油は含まない)



No.	品目
52	にわとり等の玉子
53	かぼちゃ・うりの種
54	法衣等の宗教上の衣服
55	あぶら糟
56	塩
57	天然ゴム
58	ビンロウジ
59	肥料
60	農業用の殺虫剤、農薬及びスプリンクラー
61	農機具、農業機械、それらの部品及び四輪トラクター
62	動物、養殖魚及びエビ用の飼料・えさ
63	家畜用の医薬品及びワクチン
64	繁殖用の家畜
65	ソーラーパネル、蓄電池、インバーター
66	X線フィルム・プレート、その他のX線材、医療器具及び装置（病院及びクリニックが自己使用のために輸入または製造した場合）
67	医療綿、包帯、ガーゼ、その他医療用衣服の材料、医療用及び手術着（計画財務省によって特定されて病院及びクリニックのみ）
68	自宅用の医薬及びその他の伝統医薬（計画財務省によって特定されている医薬のみ）
69	伝統薬品の原料
70	教科書、参考書、種々の練習帳・紙画帳、それらを作成するための用紙、種々の鉛筆
71	鉛筆製造用のグラファイト
72	コンドーム
73	国家機関によって使用される防衛・軍用装備品、車輛及び関連部品
74	民生用の火薬、ダイナマイト、それらの付属品
75	穀物・野菜・果樹の種及び苗の栽培
76	消防車、霊柩車
77	出国場所において海外渡航者に外貨で販売されるデューティーフリー商品
78	大使館並びに領事館において外交官及びスタッフが使用する物品
79	防衛省予算で承認された軍隊で使用される消耗品等
80	CMP 事業者の輸入する材料・梱包材
81	電力エネルギー省が、外国の大使館、国際連盟の機関並びに外交官に販売する燃料
82	国内外の機関から国に寄付された資金やファンドによって購入された物品
83	国際航空サービス（アウトバウンド）用のジェット燃料
84	航空機、ヘリコプター用の機械、設備、付属品、スペアパーツ
85	国の要求に応じて内閣が免税と認定した物品
86	通関規制に従って一時的に輸入を許可された物品、またはドロバック制度のもとで輸入された物品
87	ミャンマー国内で政府が開催する宝石展示会で販売される翡翠、ルビー、サファイヤ並びにその他の宝石
88	純金、金塊

※法令はミャンマー語で公表されており、公式英訳は作成されていない。適用にあたってはミャンマー語原文をあわせて参照する必要がある。（以下同様）

表 2 非課税品目（サービス）

No.	品目
1	駐車場のレンタル
2	生命保険
3	マイクロファイナンス
4	保健サービス(美容SPAサービスを除く)
5	教育サービス
6	貨物運送サービス(車両、船舶、航空機、重機による運送サービス。パイプラインによる輸送チャージは除く。)
7	金融市場関連のサービス
8	中央銀行によって許可された金融サービス
9	通関、港湾サービス
10	催事の備品(机・椅子・調理器具等)のレンタルサービス
11	受託加工業
12	葬祭サービス
13	保育サービス
14	伝統マッサージ及び盲人のマッサージ師によるマッサージ
15	引越しサービス
16	有料道路の通行料徴収サービス
17	動物病院の医療保健サービス
18	公衆トイレサービス
19	国際航空輸送サービス(アウトバウンドのみ)
20	文化芸術関連のサービス
21	国内航空サービスを除く公共交通サービス
22	許可申請に際して政府機関に支払われるライセンスフィー
23	国防関係の書籍・印刷物の出版サービス
24	大使館、領事館及びその職員・スタッフが使用する各種サービス
25	国内外の国に寄付された資金やファンドで購入されたサービス
26	国の要求に応じて内閣が免税と認定したサービス
27	国及び各州・管区の政府機関内で提供されるサービス
28	ロトビジネス
29	工業及び農業関連サービス

表 3 特別税率

No.	品目	税率
1	建築後の建物販売	3%
2	金製の宝飾品販売	1%
3	航空輸送サービス(インバウンドのみ)	3%

## (2) 特別物品税 (Special Goods Tax)

下表の物品が輸入あるいは国内で製造・販売される流通過程において、通常の商業税とは別に、特別物品税が課せられる。課税標準は、輸入の場合にはインボイス価格、国内製造販売の場合には、インボイス価格または当局の定める市場価格のいずれか大きい金額となる。特別物品税は商業税とは異なる税金で、商業税も別途課される点に留意が必要である。

表4 特別物品税の課税品目

No.	品目	税率
1	紙巻たばこ	4~16 チャット/本
2	噛たばこ	60%
3	たばこ葉	60%
4	両きり葉巻	0.5~1 チャット/本
5	葉巻	80%
6	パイプ用たばこ	80%
7	ペテル・チューイング(ビンロウの実をキンマの葉で包んだもの)	80%
8	酒類(リッターあたり売価が 26,000 チャット内)	91~5,911 チャット/リッター
	酒類(リッターあたり売価が 26,000 チャット超)	60%
9	ビール	60%
10	ワイン(リッターあたり売価が 26,000 チャット内)	81~5,254 チャット/リッター
	ワイン(リッターあたり売価が 26,000 チャット超)	50%
11	丸太及びその加工品	5%
12	翡翠の原石	15%
13	ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石の原石	10%
14	翡翠、ルビー、サファイア、エメラルドで作られた宝飾品	5%
15	4ドアのダブルキャビン型ピックアップトラックを除く、ライトバン、サルーン、セダン、ライトワゴン、エステートワゴン、クーペ(1,501CC から 2,000CC まで)	20%
	同上(2,001CC から 4,000CC まで)	30%
	同上(4,001CC 以上)	50%
16	灯油、ガソリン、ディーゼル、航空燃料	5%
17	天然ガス	8%

また、下記の物品が輸出される際には、特別物品税が課されることになる。

表5 特別物品税の課税対象となる輸出品目

No.	品目	税率
1	天然ガス	8%
2	木材及びその加工品	10%
3	翡翠の原石	15%
4	ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石	10%
5	翡翠、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石で作られた宝飾品	5%

(3) 申告・納税手続き

①納税者登録

国内で物品の製造・販売、またはサービスの提供を行う業者は、所轄の税務署で商業税のための納税者登録を毎年行う必要がある。ただし、自己申告制度の場合には、最初に企業登録を実施すれば、その後、登録内容に変更がないことを前提として、毎年の更新登録を実施する必要はない。

②納付及び確定申告

売上時に徴収した商業税の納付のタイミングは月次ベースとなっている。また、所定の申告書フォームに基づき、四半期用の申告書を各四半期末の翌月末までに提出する必要がある。さらに、年度末用の申告書を、年度末から3ヵ月以内に提出する必要がある。

③仕入商業税の控除と還付

仕入に係る商業税を売上時に徴収した商業税と相殺する手続き（仕入税額控除）の適用の規定はあるものの、仕入税額を証明するための書類の入手手続きが煩雑であり、実務上の障害となっている。他国で採用されているようなタックスインボイス方式を採用して、実務を簡素化することが望まれる。また、控除は同会計年度に発生したもののみが相殺可能となっているため、控除しきれなかった仕入商業税が発生した場合、翌期への繰越は認められていない（当該超過分は、法人税の観点からは、損金処理が可能となっている）。さらに、土地、建物、設備代金等の設備投資（資本的支出）に係る商業税については、仕入税額控除の対象とはならない。固定資産投資に係る商業税は取得原価の一部となるため、事業計画の検討にあたっては留意が必要となる。一方で、2016年4月以降、輸出品に係る商業税の還付の規定が明記された。輸出に係る商業税が0%であることから、当該輸出品の購入・製造に関わって支払われた商業税を売上の商業税から控除することができない。したがって、これらは当局に還付を請求することができる。また、SEZの企業等商業税の支払いを特別に免除された企業に対して販売された物品の購入に係る商業税についても還付申請ができるものと理解されている。

(4) 税務申告の手続き

①申告・納付期限

税金の種類	納付の種類	期限
法人所得税	確定申告	年度末から3ヵ月以内(6月30日まで)に確定申告書を提出、その後発行される課税通知書に記載された日が納付期限となる。
	キャピタルゲイン課税	キャピタルゲインが発生してから1ヵ月以内に申告
	源泉税 (徴収者の支払い)	源泉徴収後7日以内に納税
商業税	期中納付	翌月10日までに前月分を納付
	期中申告	四半期ごとに翌月末までに申告
	確定申告	年度末から3ヵ月以内(6月30日まで)に確定申告書提出

税金の種類	納付の種類	期限
個人所得税	個人給与の源泉徴収税 (徴収者の支払い)	源泉徴収後7日以内に納税
	確定申告	年度末から3ヵ月以内(6月30日まで)に確定申告書を提出、その後発行される課税通知書に記載された日が納付期限となる。

## ②税務署

ミャンマーでは、近代的な徴税制度を整備すべく、税務署や申告制度の改革が現在行われており、大企業向けの税務署から諸外国並みの制度が導入されつつある。例えば、申告制度については、これまで賦課課税方式が採用されており、確定申告書を税務署に提出した後、税額確定までに税務署との摺りあわせや税務担当官による査定が必要であったが、大企業向けの税務署から自己申告制度が順次採用されている。自己申告制度の場合、申告納税時には企業が計算した税額で納税が実施され、その後、税務調査で企業が申告納税した金額に誤りが発見された場合には、修正申告や追加の納付を行うことになる。

現在、税務署は大きく Large Tax payer Office (LTO)、Medium Tax payer Office (MTO) 並びに Township office に分かれており、法人税や商業税等の申告納税は LTO 及び MTO の管轄、個人所得税の申告納税は Township office の管轄になる。MTO はさらに企業規模に応じてセクションが 1 から 3 まで分かれている。税務当局は、対象企業の売上規模や事業性質に従って重要性が高いと判断した順に、LTO、MTO1、MTO2、MTO3 の順番で対象企業の管轄を割り振っていく（どの税務署の所轄になるかは最終的には税務当局が決定する）。LTO 及び MTO1 はすでに自己申告制度を採用しており、MTO2、MTO3 も今後同制度を採用していくことが見込まれている。自己申告制度の場合と賦課決定制度の場合とでは申告書の様式も異なり、前者の申告書では税務調整欄が設けられており、会計上の所得から税務上の所得への調整が可能になっているが、後者の申告書では税務調整欄が設けられていないため所得の調整ができないようになっている。

## ③税務調査

税法は税務局に対し、納税者の記録の調査を実施し、納税者が税法、税務手続法及び税法規則に従っていない場合には、税金の更正決定をする権限を与えている。税務当局は提出された税務申告書に関して3年以内に調査及び更正決定を行う。ただし、不正の意図があると判断された場合、税務当局はいつでも過年度の申告についても調査を行うことができるとされている。

## ④罰則

納税者が期日までに納税を行わなかった場合、支払いが行われなかった額の10%を超えない額のペナルティが課される。また意図的な所得操作があったと判断された場合、支払われなかった額の50%相当額のペナルティが課される。

## (5) ミャンマーの会計基準

### ①適用される会計基準

ミャンマーでは IFRS (International Financial Reporting Standards : 国際財務報告基準) と同等の MFRS (Myanmar Financial Reporting Standards) が採用されている。また中小企業向けの IFRS である IFRS for SMEs (Small and Medium-sized Entities) と同等の MFRS for SMEs も採用されている。

なお、2010年時点の IFRS 及び IFRS for SMEs がそのまま MFRS 及び MFRS for SMEs として採用されているが、その後の IFRS の改訂については、MFRS には反映されていない。

ミャンマーでは、IFRS ベースでの財務諸表の作成も認められているため、上記 MFRS (MFRS for SMEs を含む) か IFRS に準拠した財務諸表が作成されることになる。

### ②会計監査制度

現行の会社法のもとでは、全ての会社は、毎年、独立したミャンマー公認会計士による監査が必要となる。監査済み財務諸表は、法人税申告書提出時に添付資料として提出する必要があるほか、DICA、関連省庁、MIC、SEZ の管理委員会等にも必要に応じて提出する必要がある。

### ③会計年度

法定の会計年度は4月1日～3月31日(2018年10月以降は10月1日から9月30日)が会計年度となるのみである。

### ④表示通貨

財務諸表の表示通貨は MFRS や IFRS における機能通貨の概念に従い、チャットまたは USD 等の外貨から選択する。一方、税務申告で添付する財務諸表は原則としてチャット表示になるが、USD で表示された財務諸表も許容されている。税務申告の観点からは、財務諸表の表示通貨はチャットあるいは USD に限定されるため、実務上はどちらかの通貨を用いて財務諸表を作成することになる。

なお、財務諸表で使用される言語については、英語を用いることが可能である。